

「給与明細等の電子化」の登録 強制・強要しないことを確認！ 電子化→郵送への変更も可

給与明細等の電子化について、不明な点や各職場での対応の違いがあることに對し、本部は2月12日に「給与明細等の電子化」に関する申し入れ（『申第29号』）と、2月18日に「給与明細等の電子化」に関する申し入れ（2）（『申第32号』）を提出しました。この申し入れに対する窓口回答が2月19日にありました。**JR東海労本部は、「給与明細等の電子化」登録の強制・強要をしないことを確認しました。**

すでに、電子化を選択した他労組組合員の皆さん、今からでも郵送に変更できます。また、郵送選択から電子化への変更もできます。

しかし、現場では郵送を拒否した非常識な管理者がいる！

現場によっては、給料明細書等の電子化を強要するところがありました。他労組組合員の中には、ガラ携にもかかわらず郵送を拒否された人もいました。以下、その他の非常識な例があります。

- ①一度も携帯（スマホ）の操作を行ったことがないのに「操作不慣れ」という理由は認められない。
- ②郵送申請を出すのには正当な理由があり、それを書かなければ認められない。
- ③申請用紙の理由欄に「個人情報の保護に不安がある」と書いたら「その理由は認められない」と拒否された。
- ④「自宅にパソコンは無いのか」と言われた。
- ⑤「プリンターは自宅にないのか。コンビニに行け」と言われた。
- ⑥「給与明細等の郵送には315円の郵送代がかかるからダメ」と、拒否された。

以上の行為・言動は、**法律違反**です。

他労組組合員の皆さん、自由に選択しましょう！